

15. 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約（特定通常兵器使用禁止制限条約）

締約国一覧 （条約本体）

平成15年12月3日現在

（1）アジア太平洋（14ヶ国）

日本、中華人民共和国、大韓民国、モンゴル、カンボジア、ラオス、インド、パキスタン、バン
グラデシュ、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、モルディブ、ナウル

（2）ヨーロッパ、コーカサス・中央アジア（44ヶ国）

英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、スペイン、ポルトガル、アイルランド、スイス、
オランダ、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルク、バチカン、ルーマニア、スウェーデン、
ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロ
ベニア、ラトビア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、セルビア・モンテネ
グロ、マケドニア、ギリシャ、マルタ、キプロス、リヒテンシュタイン、アルバニア、エストニ
ア、リトアニア、ベラルーシ、ウクライナ、モルドバ、ウズベキスタン、タジキスタン、モナコ、
グルジア

（3）中東・北アフリカ（4ヶ国）

イスラエル、チュニジア、ヨルダン、モロッコ

（4）アフリカ（サハラ以南）（13ヶ国）

南アフリカ共和国、レソト、ベナン、カーボヴェルデ、ジブチ、マリ、ウガンダ、モーリシャス、
ニジェール、セネガル、トーゴ、セーシェル、ブルキナファソ

（5）南北米（17ヶ国）

カナダ、アメリカ合衆国、メキシコ、キューバ、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア、
コスタリカ、パナマ、コロンビア、エクアドル、ブラジル、ボリビア、アルゼンチン、ペルー、
ウルグアイ、ホンジュラス

（計92ヶ国）

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の
使用の禁止又は制限に関する条約（特定通常兵器使用禁止制限条約）
締約国一覧
（附属議定書）

平成15年12月3日現在

（1）附属議定書Ⅰ（検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書）

本体条約締約国のうち、モロッコ、セネガルを除く 計90ヶ国

（2）附属議定書Ⅱ

（地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書）

本体条約締約国のうち、大韓民国、モルディブ、モナコ、エストニア、リトアニア、ベナン、
セネガル、ヨルダン、ニカラグア及びベルーを除く 計82ヶ国

（3）1996年に改正された議定書Ⅱ

本体条約締約国のうち、モンゴル、ラオス、ロシア、ポーランド、セルビア・モンテネグロ、
マケドニア、マルタ、ベラルーシ、グルジア、ウズベキスタン、チュニジア、レソト、ベニン、
ジブチ、ウガンダ、モーリシャス、ニジェール、トーゴ、メキシコ及びキューバを除く
計72ヶ国

（4）附属議定書Ⅲ（焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書）

本体条約締約国のうち、大韓民国、モナコ、イスラエル、モロッコ及びアメリカ合衆国を除く
計87ヶ国

（5）1995年に追加された議定書Ⅳ（失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書）

本体条約締約国のうち、大韓民国、ラオス、ポーランド、マケドニア、モナコ、マルタ、グル
ジア、チュニジア、ヨルダン、レソト、ベニン、ジブチ、ウガンダ、ニジェール、セネガル、ト
ーゴ、エクアドル、キューバ及びアメリカ合衆国を除く 計72ヶ国

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の
使用の禁止又は制限に関する条約及び附属議定書の概要

1. 条約は、条約及び附属議定書の適用範囲、署名、批准・発効、再検討・改正の手続等基本的事項につき規定している。

2. 附属議定書は、各種の通常兵器の使用の禁止又は制限等につき規定している。

(1) 検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（議定書Ⅰ）

検出不可能な破片によって傷害を与えることを第一義的な効果とする兵器の使用を禁止している。

(2)

(イ) 地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅱ）

文民に対する又は無差別な地雷等の使用の禁止、地雷等の設置場所の記録及び公開等について規定している。

(ロ) 1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）

主要な改正点は、対人地雷を中心として使用規制が強化された点（金属探知機等により探知不可能な対人地雷の使用禁止、自己破壊装置等を有さない対人地雷の原則的な使用禁止）、使用が禁止されている地雷の移譲の禁止の導入、使用した地雷に係る記録義務を強化した点及び適用範囲を拡大した点である。

(3) 焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅲ）

文民及び民用物を焼夷兵器による攻撃目標とすること、人口周密地域にある軍事目標を焼夷兵器による空中からの攻撃目標とすること等を禁止している。

(4) 失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）

永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器の使用及び移譲の禁止等を規定している。

(5) 爆発性戦争残存物に関する議定書（議定書Ⅴ）

主として、地雷以外の爆発性戦争残存物の危険を最小化するために、紛争後の復旧に関する一般的性格の措置を規定している。